

○内閣府、総務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、告示第十号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年  
運輸省、建設省、厚生省、総理府、大蔵省、文部省、  
農林水産省、通商産業省、労働省、令第一号）第三条  
郵政省、

の二第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年四月  
内閣府、総務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎  
経済産業大臣 梶山 弘志  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

「一〇七 略」

- 八 金属鉱物（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第十九条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種
- イ 細分類〇五一九―その他の金属鉱業
  - ロ イに掲げる事業のために使用する目的の物の大分類E―製造業
  - ハ ロに掲げる物の小分類九〇―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気機械器具修理業
  - ニ ロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業
  - ホ 細分類七四五九―その他の計量証明業
- 九 次に掲げる建設工事（発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負ったものに限る。）を行う大分類D―建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計（発注者（調査、測量又は設計（他の者から請け負ったもの又は委託されたものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負ったもの又は委託されたものに限る。）を行う小分類七四二―土木建築サービス業（土木に係るものに限る。）
- イ 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令（平

改正前

別表

「一〇七 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

成十一年政令第九十三号)に規定する海岸に係る海岸法  
(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項に規定する海  
岸保全区域の管理に係る建設工事

ロ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため  
の低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成  
二十二年法律第四十一号)第八条に規定する特定離島港湾  
施設の建設工事

十 [略]

十一 [略]

十二 [略]

十三 [略]

十四 [略]

十五 [略]

十六 [略]

十七 [略]

十八 [略]

十九 [略]

二十 [略]

二十一 [略]

二十二 [略]

第十号から第十二号まで、第十七号から第二十号まで  
及び第二十四号から第二十七号までに掲げるものに係る事業  
に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に  
設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフ  
トウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分  
類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇  
一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のため  
に専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット  
利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報

八 [同上]

九 [同上]

十 [同上]

十一 [同上]

十二 [同上]

十三 [同上]

十四 [同上]

十五 [同上]

十六 [同上]

十七 [同上]

十八 [同上]

十九 [同上]

二十 [同上]

第八号から第十号まで、第十五号から第十八号まで及び  
第二十二号から第二十五号までに掲げるものに係る事業に係  
るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設  
計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフ  
トウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三  
九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三  
―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために  
専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット  
利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報

処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

二十三 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報を用いる。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第

サービス業若しくはインターネット利用サポート業

二十一 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報を用いる。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう

三項第二十二号に規定する関係会社をいう。)をいう。以下この号において同じ。)に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供し、かつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イ〜ハ 略」

二十四 略

二十五 略

二十六 略

二十七 略

〔備考 略〕

。をいう。以下この号において同じ。)に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供し、かつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イ〜ハ 同上」

二十二 同上

二十三 同上

二十四 同上

二十五 同上

〔備考 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

(適用期日)

1 この告示は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）又は法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う対内直接投資等に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについては、なお従前の例による。